

公益社団法人 日本顕微鏡学会  
役員候補者・代議員 選挙管理委員会規程

平成 24 年 9 月 29 日 平成 24 年度第四回理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「この法人」という。)の役員候補者・代議員 選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の目的)

第2条 選挙管理委員会は、会長候補者、会長を除く理事候補者、監事候補者(これら3候補を以下、役員候補者という)、及び代議員(補欠を含む)を選出するために適正な選挙を実施することを目的とする。

(委員及び委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、各支部から2名、その他全国枠として2名、合計10名の正会員で構成する。

2. 選挙管理委員は公募に応募した正会員とし、会長が委嘱する。
3. 選挙管理委員の公募に対して応募が定数より多かつた場合は、会員歴が長い順とする。
4. 選挙管理委員の公募に対して応募者が定数に満たない場合には、各支部長が本人の承諾を得た後に正会員を推薦する。全国区の場合は理事会より、本人の承諾を得た後に正会員を推薦する。
5. 選挙管理委員は選挙管理委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
6. 委員の任期は2年以内とする。任期の開始および終了の時期は理事会において決定する。
7. 選挙管理委員は役員候補者選挙に立候補することはできない。

(委員会の役割)

第4条 選挙管理委員会は、役員候補者選挙、並びに代議員選挙を管理・執行する。

2. 選挙管理委員会は、役員候補者選挙、及び代議員選挙の公示、立候補の受付、選挙の実施、開票の一連の業務を担当する。
3. 各支部からの委員は、支部区担当の選挙管理委員として、支部ごとの立候補者リストを管理する。
4. 選挙管理委員会は代議員選挙の開票結果を学会ホームページに公開し、また、理事会にも報告する。
5. 選挙管理委員会は役員候補者選挙の開票結果を理事会に報告し、理事会より役員候補者を総会に諮る。

附 則

1 この規程は、理事会の決議により、変更することができる。